

東京電力の文書提出拒否に抗議する

2013（平成 25）年 12 月 2 日

1 東京電力の文書提出拒否

本年 11 月 28 日、東京電力株式会社（以下「東電」という。）は、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（福島地方裁判所平成 25 年（ワ）38 号等。以下「本件訴訟」という。）に関し、福島地方裁判所宛に「送付嘱託書への回答書」との書面（以下「回答書」という。）を提出した。

これは、本件訴訟において、原告らが東電に求めていた津波に関するシミュレーション結果及び福島原発の津波安全評価に関する文書の開示について、裁判所が、本件訴訟の第 3 回口頭弁論期日（本年 11 月 12 日）において、文書送付嘱託を採用する決定をなし、東電に対して、本年 11 月 30 日までに当該文書を提出することを指示しその旨の送付嘱託書を発したことに對し、文書の提出を拒否するという内容の回答である。

2 裁判所が東電に提出を指示した文書について

上記のように、裁判所が東電に提出を指示した文書は、津波に関するシミュレーション結果や福島原発の津波安全評価に関する文書である。

東電は、過去に生じた津波（既往津波）あるいは生じることが想定される大規模の津波（想定津波）について、その規模等をシミュレーションするとともに、それらの津波が生じた場合、原発にどのような影響が生じるかなどの安全性評価を行っていた。そして、東電は、これらのシミュレーション結果から、福島原発を当時想定されていた津波高をはるかに上回る波高の津波が襲う可能性があることを認識していたにもかかわらず、津波対策の見直しや強化などの対策を講じてこなかった。また、国も、東電からシミュレーション結果等についての報告を受けていながら、東電に対して津波対策の強化等の指示監督を行ってこなかった。これらの事実は、これまで、政府や国会の事故調査委員会の報告書などにおいて公表されてきたが、その一次資料であるシミュレーション結果や津波安全評価の記載された文書そのものは、いまだに国民の前に公開されていない。

これらの文書は、福島原発事故を引き起こしたことについて、東電や国に過失責任があるか否かを判断するために極めて重要な一次資料である。だからこそ、原告らは、これらの文書提出を求め、裁判所も、これらの文書が、津波被害についての予見可能性を判断する上で重要な証拠であり、東電と国の過失責任を判断するために必要な資料であるとして、東電に対して提出を指示したのである。

3 東電の提出拒否は許されない

回答書において、東電は、本件訴訟は、原発事故による損害賠償を求めているものであるところ、原発事故による損害賠償は、原賠法により無過失責

任が定められているから、本件訴訟においても東電の過失責任は審理対象とはならないとして、提出を拒否している。

しかし、これは何ら理由とはならない。そもそも、これらの主張は、東電が本件訴訟において繰り返し行っている主張であり、東電は、原告が行った文書送付嘱託の申立に対しても、同様の理由で採用すべきではないという意見を述べていたものである。裁判所が、これらの東電の意見を聴取した上でなお、必要性があるとして東電に対して文書提出を指示したことに対して、東電は未だに同一の理由で提出拒否をしており、東電の提出拒否には全く理由がない。東電の主張が蒸し返しにすぎないことは明らかである。

東電の文書提出拒否は、裁判所の決定を無視するという態度を表明したものにほかならず、裁判制度と、これに対する国民の信頼を根本から踏みにじる暴挙である。こうした態度は、決して許されるものではない。

同時に、東電の提出拒否は、自らに都合の悪い情報は、国民の前に明らかにせず、とことん隠すという、東電の企業体質そのものをも明らかにするものである。東電は、福島原発事故以前から、たびたび原発での事故を隠してきた。東電は、福島原発事故以降、こうした企業体質の改善に努めていくなどたびたび公表してきたが、今回の文書提出拒否は、このような国民への「公約」をも踏みにじるものであり、本件原発事故を契機とした反省が真摯なものでなかったことを強く疑わせるものである。

さらに、東電が提出を拒否した文書は、すでに公表されている政府や国会の事故調査報告書に記載されるなど、文書自体の存在がすでに国民の前に明らかになっているものである。このように、存在がすでに明らかになっている文書についても裁判所に提出することを拒否するという東電の態度は、裁判における事故の真相究明をいたずらに妨害しようとするものである。逆に言えば、東電がこうした態度をとること自体、原発事故を引き起こしたことについて、自らの過失を認識しつつ、裁判における過失責任追及を恐れていることを示すものである。

当原告団及び弁護団は、こうした東電の不当きわまりない暴挙を強く糾弾するとともに、東電が自主的にすべての証拠資料を自ら開示するよう強く求める。また、裁判手続上利用できる全ての手段を用いて、東電及び国に対し、福島原発事故の事故原因解明につながるあらゆる証拠資料の提出を求め、本件訴訟に勝利する決意である。

以 上

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団